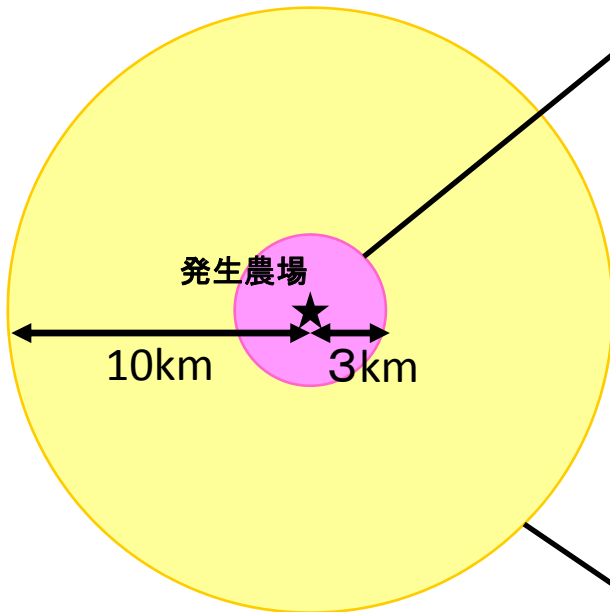


# 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の移動/搬出制限について

## 〔移動／搬出制限の対象〕

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵  
(ただし、GP (Grading and Packing) センター等で既に処理されたものを除く。)
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具  
(農場以外からの移動は除く。)



## 移動制限区域

(発生農場から半径3km以内の区域)

### 〔制限の内容〕

- ・生きた家きん、家きん卵等の農場外への移動
- (ただし、検査で陰性が確認された農場の家きん卵について、必要な措置を講じた上で、GPセンターに出荷可能となるなど、移動が認められる場合がある。)

### 〔解除条件〕

- ・防疫措置完了後21日間、新たな発生がないこと

## 搬出制限区域

(発生農場から半径3km～10km以内の区域)

### 〔制限の内容〕

- ・生きた家きん、家きん卵等の区域外への移動
- (ただし、制限区域内での出荷は可能。また、生きた家きん、家きん卵について、必要な措置を講じた上で、移動制限区域又は制限区域外※のGPセンターに出荷可能となるなど、移動が認められる場合がある。)  
※制限区域外: 移動制限区域及び搬出制限区域外の区域

### 〔解除条件〕

- ・防疫措置完了後10日経過後に実施される移動制限区域内の全ての農場における検査で陰性が確認されること